

富田林市要綱第5号

富田林市使用済みパソコン等の譲与に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の理念に基づき、本市が使用した使用済みパソコン等（以下「物品」という。）を適切に譲与することで、資源の循環的利用を推進し、障がい者の就労機会の創出及び環境負荷の低減を図ることを目的とする。

(譲与の対象者等)

第2条 物品の譲与を受けることができる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障がい者施設であること。
 - (2) 前号の施設を富田林市内で運営していること。
 - (3) 譲与を受ける物品の適切な保管・管理及び処理能力を有すること。
- 2 物品の譲与を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 大阪府に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する有害使用済機器の保管等に関する届出を必要に応じて行うこと。
 - (2) 物品の記憶媒体装置の破碎処理等を市長の指定する場所で行うこと。
 - (3) 譲与を受けた物品の搬出、運搬、再資源化处理等を自ら行うこと。
 - (4) 再資源化处理を行う過程において再資源化できないものが出た場合、適切に処理し、処分を行うこと。
 - (5) 再資源化处理により得た対価の用途は、この要綱の趣旨に反しないものとする。
 - (6) この要綱及び関連法令を遵守すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。

(譲与する物品)

第3条 譲与する物品は、本市の事務事業に使用されたパソコン、モニター、プリンターその他付属機器とし、再資源化が可能なものとする。

(譲与の申出等)

第4条 市長は、物品を譲与するときは、ウェブサイト等で周知を行うものとする。

- 2 前項の周知を受け、物品の譲与を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、富田林市使用済みパソコン等譲与申出書（様式第1号）その他必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（譲与の決定）

第5条 市長は、前条第2項の規定による申出を受けた場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、富田林市使用済みパソコン等譲与決定通知書（様式第2号）を申出者に通知するものとする。

- 2 申出が複数ある場合、市長は、物品の種類や数量に応じて申出者に公平かつ合理的に分配するよう調整を行うものとする。ただし、物品の状態や種類により調整が困難な場合は、申出順を考慮して分配を決定するものとする。

（譲与物品の受領等）

第6条 物品の譲与を受けた者（以下「譲与決定者」という。）は、富田林市使用済みパソコン等譲与受領書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 2 譲与決定者は、市長の指定する場所で使用済みパソコン等の記憶媒体装置の破砕処理等を行い、データ破棄証明書（様式第4号）に処理過程の記録（写真等）を添付し、物品受領の日から30日以内に市長に提出するものとする。

（立入検査）

第7条 市長は、譲与を受けた者がこの要綱に基づく義務を適切に履行しているか確認するため、必要に応じて譲与を受けた施設に立入検査を実施することができる。

- 2 譲与決定者は、立入検査に対し必要な協力を行わなければならない。

（譲与の取消し等）

第8条 譲与決定者がこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないときは、市長は、譲与を取り消し、又は既に譲与した物品の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

富田林市長 様

申出者 所 在 地
名 称
代表者名

富田林市使用済みパソコン等譲与申出書

貴市において生じた使用済みパソコン等について、下記の事項を遵守しますので、譲与を申し出ます。

1. 譲与を受けたい使用済パソコン等（使用済み番号は市ウェブサイトで確認）			
使用済み番号			
2. 申出者			
所在地			
団体名（施設名）			
代表者名		担当者名	
電話番号		メール	
3. 解体作業場所			
所在地			
施設名			

遵守事項（富田林市使用済みパソコン等の譲与に関する要綱第 2 条第 2 項）

- （１）大阪府に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）に規定する有害使用済機器の保管等に関する届出を必要に応じて行うこと。
- （２）物品の記憶媒体装置の破砕処理等を市長の指定する場所で行うこと。
- （３）譲与を受けた物品の搬出、運搬、再資源化处理等を自ら行うこと。
- （４）再資源化处理を行う過程において再資源化できないものがした場合、適切に処理し、処分を行うこと。
- （５）再資源化处理により得た対価の用途は、この要綱の趣旨に反しないものとする。
- （６）この要綱及び関連法令を遵守すること。
- （７）前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

富田林市長

富田林市使用済みパソコン等譲与決定通知書

年 月 日付けで申出のあった富田林市使用済みパソコン等の譲与につきまして、次のとおり決定しましたので、富田林市使用済みパソコン等の譲与に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により通知します。

譲与する使用済パソコン等の番号	
破砕処理等の場所	
備考	

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

富田林市長 様

申出者 所 在 地
名 称
代表者名

富田林市使用済みパソコン等譲与受領書

年 月 日付けで譲与の決定を受けた使用済みパソコン等を次のとおり受領しましたので、報告いたします。

譲与物品の内容	
受領日	年 月 日
受領者名	
備考	

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

富田林市長 様

譲与決定者 所 在 地
名 称
代表者名

データ破棄証明書

年 月 日付けで受領した使用済みパソコン等について、次の
とおり記憶媒体装置の破砕処理等を行いましたので、報告します。

破砕処理等の日	
破砕処理等の場所	
破砕処理等の手段（破砕 等の状況写真を添付）	
備考	